

## 福井県医師確保修学資金について

## 奨学金制度の概要

#### ・対象者

県内で臨床研修終了後、引き続き県内において地域医療に従事することを確約できる者であって、その意志を記載した書面(奨学金受給意向調査書)を福井県に提出した者で、福井大学医学部医学科推薦入試(福井健康推進枠)に合格し、入学した者

### ·貸与人数

### 平成21年～27年度入学者

61名

| 年次    | 授業料     | 生活費       | 入学金     | 入学一時金   | 合計        |
|-------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 1年生   | 535,800 | 1,200,000 | 282,000 | 100,000 | 2,117,800 |
| 2年生以降 | 535,800 | 1,200,000 |         |         | 1,735,800 |

◆ 指定医療機関

- ・県立の医療機関(福井県立病院、すこやかシルバー病院、こども療育センター)
  - ・市町立の医療機関(市立三国病院、公立丹南病院、織田病院、市立敦賀病院、レイクヒルズ美方病院、上中病院、公立小浜病院、市町立の診療所)
  - ・福井大学医学部附属病院
  - ・国立病院機構 福井病院、あわら病院
  - ・福井勝山総合病院、若狭高浜病院
  - ・その他、特に医師確保が必要な医療機関として知事が定めるもの

## 修学資金の返済免除

医師免許を取得した後、直ちに県内の臨床研修病院で臨床研修を受けること。

臨床研修を修了した後、引き続き指定医療機関において医師として勤務し、臨床研修を受けた期間と指定医療機関で勤務した期間とを合計した期間が9年に達した場合、修学資金の全額の返還が免除される。\*原則として入学後に選奨金を辞退することはできない。

#### ◆奨学金の返済を免除する場合の勤務モデル